

平成 23 年度第 4 四半期の生産者負担金の一部免除について

○平成 23 年度第 4 四半期の生産者負担金の納付対象頭数のうち、販売実績がなかった頭数分については、一定の条件を満たした場合、生産者負担金の一部免除されます。

- ・ 平成 23 年度第 4 四半期の生産者負担金単価は、養豚補填金単価の水準を考慮し 1,050 円/頭に引き上げられました。
- ・ 23 年度第 4 四半期の生産者負担金の納付対象頭数のうち、販売実績がなかった頭数分については、以下の条件を満たした場合、1,050 円/頭から、引き上げ分 470 円/頭を免除します。

【免除条件】

- ① 平成 23 年度事業対象頭数を、平成 22 年度事業対象頭数以下に設定していた養豚事業者
- ② 平成 23 年度事業対象頭数を、平成 22 年度出荷頭数以下に設定していた養豚事業者
- ③ 平成 24 年度事業対象頭数を、「平成 23 年度事業対象頭数」ではなく、平成 22 年度事業対象頭数又は平成 23 年度出荷頭数に 100/101 を乗じた頭数以下に設定する養豚事業者
- ④ 平成 22 年以降に発生した口蹄疫により家畜を殺処分した養豚事業者
- ⑤ 平成 23 年度に新規参入した養豚事業者

○生産者負担金の一部免除や納付に関する手続は、事業に関する事務を委託されている養豚事業者の方については事務委託先を通じて、委託されていない養豚事業者の方については機構から直接お知らせいたします。

- ・ 手続の詳細やご不明な点については、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先：
(独) 農畜産業振興機構
畜産経営対策部 養豚経営課
電話 03-3583-1150